

# 令和3年度介護等体験への参加資格について

令和3年度介護等体験への参加資格は以下のとおりです。

学群生（卒業者含む。）及び大学院生（修了者含む）が対象となります。

なお、介護等体験を行う時点で、本学の正規生（学群生または大学院生）でない場合は、学群の科目履修生としての身分が必要です。

## ◆附属特別支援学校での介護等体験（2日間）への申込み資格

- ① 教職科目「介護等体験の意義」単位修得者  
（大学院生・科目等履修生は、「特別支援教育」または「障害児指導法」単位修得者）
- ② 令和3年2月又は4月の定期健康診断を受診した者（胸部X線は必須）  
（又は医療機関で実施した健康診断書を持参できる者）  
※附属学校5～7月の体験について、令和3年2月の定期健康診断を受診した者、または、申込（抽選会の場合は抽選会）までに医療機関で健康診断を受診した者のみ。
- ③ 麻疹（はしか）に関する確認資料を、申込（抽選会の場合は抽選会）時に提出できる者
- ④ 「学研災付帯賠償責任保険」に加入した者  
※加入手続きは所属支援室。受入依頼書の所定の欄に確認の印をもらうこと。
- ⑤ クラス担任等の面談を受けた者（受入依頼書の所定欄に署名と捺印をもらうこと。）  
※科目等履修生は所属の学群・学類の教職課程委員の面談を受けること。

## ◆茨城県内の社会福祉施設での介護等体験（5日間）への申込み資格

- ① 教職科目「介護等体験の意義」単位修得者  
（大学院生・科目等履修生は、「特別支援教育」または「障害児指導法」単位修得者）
- ② 令和3年2月又は4月の定期健康診断を受診した者（胸部X線は必須）  
（施設の指示により健康診断書を提出することになるので、定期健康診断を受診していない者は、その際に医療機関において健康診断を実施すること）
- ③ 麻疹（はしか）に関する確認資料を、申込書提出時に各支援室に提出できる者
- ④ 「学研災付帯賠償責任保険」に加入した者  
※加入手続きは所属支援室。受入依頼書の所定の欄に確認の印をもらうこと。
- ⑤ クラス担任等の面談を受けた者（申込書の所定欄に署名と捺印をもらうこと。）  
※科目等履修生は所属の学群・学類の教職課程委員の面談を受けること。
- ⑥ 介護等体験費 8,000 円を支払い、「振替払込受付証明書」を提出した者

## ◆注意事項

- ・麻疹（はしか）に関する確認書類については、確認書類として取り扱うための条件があります。別紙『令和3年度介護等体験における麻疹（はしか）に関する連絡（重要）』を確認し、条件が満たされているかどうかチェックをしてください。
- ・健康診断は胸部X線の検査が必須となります。
- ・介護等体験への参加申込みは、『介護等体験実施要項』を十分確認したうえで行ってください。
- ・体験先でインフルエンザ等の感染症が発生した場合、急遽体験取消となる可能性があります。
- ・不明な点がある場合には、所属支援室の学群教務担当、または、社会連携課教職教育担当（029-853-2209/2210）まで問い合わせてください。
- ・教員免許の一括申請を希望する場合には、4年次の10月までに全ての体験を終了し、介護等体験証明書を得ておくこと。